

令和元年度 藤岡市 人・農地プラン 平井東部地域

市 町 村 名	藤岡市	集 落 / 地 域 名	東平井・鮎川地区
当 初 作 成 年 月 日	平成24年10月	分 割 作 成 年 月 日	平成29年 2月
更 新 年 月 日 (1 回 目)	平成30年 3月	更 新 年 月 日 (2 回 目)	平成31年 3月
更 新 年 月 日 (3 回 目)	令和 2年 3月	更 新 年 月 日 (4 回 目)	令和 年 月
更 新 年 月 日 (5 回 目)	令和 年 月	更 新 年 月 日 (6 回 目)	令和 年 月
更 新 年 月 日 (7 回 目)	令和 年 月	更 新 年 月 日 (8 回 目)	令和 年 月

1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）

No.	個人コード	属性	経営体 (氏名)	経営者等の年齢	構成員数	後継者の有無	現状 [令和元年度]		計画 [令和6年度]		農地中間管理事業利用希望の有無	今後の取組内容	取組年度	今後活用が見込まれる施策等					備考
							経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)	経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)				農業次世代人材投資事業	金利軽減措置	経営体育成支援事業	その他国庫事業	その他県単補助事業	
1	4	1 認農・個人	D	56 歳	2 名	×	肉用牛 (繁殖)	67 頭	肉用牛 (繁殖)	70 頭	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
2	67	1 認農・個人	B L	66 歳	2 名	×	露地野菜 米麦	3.3 ha	露地野菜 米麦	4 ha	○	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
4	70	1 認農・個人	B O	68 歳	2 名	×	施設野菜	2.06 ha	施設野菜	2.2 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
5	110	1 認農・個人	C X	70 歳	1 名	×	施設野菜 米麦	1.54 ha	施設野菜 米麦	1.5 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
6	112	1 認農・個人	C Z	66 歳	2 名	×	養豚	300 頭	養豚	350 頭	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
7	113	1 認農・個人	D A	50 歳	1 名	×	露地野菜 米麦	3.96 ha	露地野菜 米麦	4.5 ha	○	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
8	116	1 認農・個人	D D	59 歳	2 名	×	養豚	460 頭	養豚	500 頭	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
9	121	5 認農・農事	D G	70 歳	8 名	○	米麦	4.67 ha	米麦	8 ha	○	5 低コスト化	既	×	○	△	△	○	
10	122	1 認農・個人	D H-1	68 歳	2 名	○	米麦 露地野菜	5.73 ha	米麦 露地野菜	6 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
11	123	3 認農・後継	D H-2	42 歳	1 名	×	米麦 露地野菜	— ha	米麦 露地野菜	— ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
12	124	1 認農・個人	D I	36 歳	3 名	×	施設花き	1.43 ha	施設花き	1.5 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
13	125	1 認農・個人	D J-1	65 歳	2 名	○	施設野菜 米麦	9.14 ha	施設野菜 米麦	12 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
14	126	3 認農・後継	D J-2	35 歳	1 名	×	施設野菜 米麦	— ha	施設野菜 米麦	— ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	

No.	個人コード	属性	経営体 (氏名)	経営者等の年齢	構成員数	後継者の有無	現状 [令和元年度]		計画 [令和6年度]		農地中間管理事業利用希望の有無	今後の取組内容	取組年度	今後活用が見込まれる施策等					備考
							経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)	経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)				農業次世代人材投資事業	金利軽減措置	経営体育成支援事業	その他国庫事業	その他県庫補助事業	
15	127	1 認農・個人	DK	60 歳	2 名	×	水稲 露地野菜	2.48 ha	水稲 露地野菜	2.5 ha	○	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
16	128	1 認農・個人	DL	45 歳	3 名	×	露地野菜 米麦	7.22 ha	露地野菜 米麦	12 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
17	129	1 認農・個人	DM	80 歳	2 名	×	米麦 露地野菜	5.78 ha	米麦 露地野菜	5 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
18	130	1 認農・個人	DN-1	67 歳	2 名	×	米麦 露地野菜	4.53 ha	米麦 露地野菜	8 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
19	131	2 認農・共同	DN-2	66 歳	1 名	×	米麦 露地野菜	— ha	米麦 露地野菜	— ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	
20	132	1 認農・個人	DO-1	72 歳	2 名	○	米麦 露地野菜	12.44 ha	米麦 露地野菜	10 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
21	133	2 認農・共同	DO-2	70 歳	1 名	○	米麦 露地野菜	— ha	米麦 露地野菜	— ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
22	134	1 認農・個人	DP-1	72 歳	2 名	×	米麦そば 農産加工	1.19 ha	米麦そば 農産加工	1.3 ha	×	2 6次産業化	既	×	○	△	△	○	
23	135	2 認農・共同	DP-2	65 歳	1 名	×	米麦そば 農産加工	— ha	米麦そば 農産加工	— ha	×	2 6次産業化	既	×	○	△	△	○	
24	136	4 認農・法人	DQ	69 歳	3 (4) 名	○	米麦雑穀 (有機)	30 ha	米麦雑穀 (有機)	30 ha	○	3 高付加価値化	既	×	○	○	○	○	
25	137	4 認農・法人	DR	52 歳	1 (3) 名	○	施設野菜 飼料作物	5.2 ha	施設野菜 飼料作物	5 ha	○	5 低コスト化	既	×	○	○	○	○	
26	138	1 認農・個人	DS	40 歳	2 名	×	施設野菜 米麦	1.09 ha	施設野菜 米麦	1.2 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	○	
27	139	1 認農・個人	DT	50 歳	2 名	×	施設野菜 米麦	4.22 ha	施設野菜 米麦	5 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	○	△	○	

No.	個人コード	属性	経営体 (氏名)	経営者等の年齢	構成員数	後継者の有無	現状 [令和元年度]		計画 [令和6年度]		農地中間管理事業利用希望の有無	今後の取組内容	取組年度	今後活用が見込まれる施策等					備考
							経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)	経営内容 (作目等)	経営規模 (ha・頭羽数)				農業次世代人材投資事業	金利軽減措置	経営体育成支援事業	その他国庫事業	その他県単補助事業	
28	140	1 認農・個人	D U	52 歳	2 名	×	施設野菜 米麦	1.8 ha	施設野菜 米麦	2 ha	×	3 高付加価値化	既	×	○	△	△	△	
29	141	5 認農・農事	D V	71 歳	7 名	○	麦作	0 ha	米麦	26 ha	○	4 複合化	34	×	○	○	△	○	
30	195	12 事業担い手	F U	70 歳	1 名	×	米麦 露地野菜	1 ha	米麦 露地野菜	1.5 ha	○	3 高付加価値化	既	×	×	×	×	×	
31	196	12 事業担い手	F V	55 歳	1 名	×	米麦	0.92 ha	米麦	1.92 ha	○	3 高付加価値化	既	×	×	△	△	△	
32	205	7 認就	G E	54 歳	1 名	×	露地野菜	1.02 ha	露地野菜	1.02 ha	×	1 新規就農	30	○	×	○	○	○	

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化、後継者の育成など、地域農業の発展を牽引する経営体や、将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を経営体の意向も踏まえた上で記載する。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」と記載し、個人・法人の別、共同経営者・後継者の別等を記載。また、農事組合法人は「農事」、集落営農組織は「集営」、認定新規就農者は「認就」、就農後に認定農業者を目指してもらう者を「育成対象」と記載。年齢等により認定農業者の更新を行わなかったが、今後技術の承継を行うであろう者を「目標達成」と記載。
- ※ 「計画」欄は、おおむね5年後の経営内容・経営規模を記載（以下「計画」欄についても同じ）。
- ※ 「今後の取組内容」欄は、経営の維持・発展のために今後取り組もうとする内容を記載。
- ※ 「取組年度」欄は、取組開始年度を記載するが、以前より既に取り組んでいる内容については「既」と記載する。

2. 1 から見た地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている

/

担い手はいるが十分ではない

/

担い手がいない

3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応	
担い手に集積・集約化する	○	<p>地域内の多くの部分で既に土地改良事業が完了しており、更なる基盤整備は行わずに、中心経営体に集積を行う地域とする。課題は、農地の所有者の中で借り手を選ぶ人がいることである。この点については、今後所有者を交えた話し合い等を行っていく必要があると思われる。また、地域には有機農業を行っている法人があり、ネギ農家と隣接するとトラブルになるなど、難しいところがある。逆に言えば、この点を考慮して農地の入れ替えを行えばトラブル等を防げる可能性がある。</p> <p>土地改良未整備の地域は、湿田や石の多い土地など、土地改良を実施したとしても活用ができるか難しい。</p> <p>一枚の圃場をこれ以上大きくしても傾斜の大きいこの地域では集積の優位性にはつながらない。また、圃場を大きくすると同じ圃場内でも品質の下がる場所が出てきてしまい、かえって使いづらい。傾斜地では30a規模で形が整形であれば使いやすい。</p> <p>現状でも基盤整備済みの農地が余りつつあるので、耕作放棄地を解消してまで農地を広げる必要性は薄い。</p>
担い手の分散錯圃を解消する	○	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	○	
耕作放棄地を解消する	○	
その他[右欄に記載]	○	

4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応	
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	<p>農地中間管理事業は利用権の公告までに3ヶ月ぐらいのタイムラグがあり、更新時に乗り換えようとする借り手も貸し手もデメリットが大きい。更新の際は解約するのではなく、引き続いて借りられるように配慮してもらいたい。</p> <p>所有者が中間管理事業を利用したい場合はそうするが、従来の基盤強化法と併用するのであれば、基盤強化法の貸借の方が使いやすい。</p> <p>貸し手に農業者が説明するには限界があり、行政にもサポートしてもらわないと使いたいとは思えない。</p> <p>ネギなどは連作を避けたいが中間管理事業を使ってしまうと毎年作らなければならない、使いづらい。</p>
農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○	
その他[右欄に記載]	○	

5. 地域の標準賃料について

<p>標準賃料については、田は水利費+税+管理費で計算するのが望ましい。 20a~2.5aで5,000円くらいで借受したいという声もあった。</p>
--

6. 近い将来、農地の出し手となる者と農地

No.	個人コード	農地の出し手となる 農業者	地区別	現状 [令和元年度]			貸借対象 農地面積	今後 [令和6年度]		農地中間管理機構への貸付等の有無		備考
				所有農地面積	経営農地面積	貸付済農地面積		経営農地面積		農地面積	貸付 時期	
1	5	E	平井	0.51 ha	0.35 ha	0.17 ha	0.11 ha	0.24 ha	○	0.1107 ha	随時	
2	20	T	平井	0.58 ha	0.24 ha	0.35 ha	0.09 ha	0.14 ha	○	0.0938 ha	随時	
3	30	A D	平井	0.51 ha	0.51 ha	0.00 ha	0.11 ha	0.40 ha	○	0.1087 ha	随時	
4	40	A N	平井	0.39 ha	0.09 ha	0.30 ha	0.09 ha	0.00 ha	○	0.0853 ha	随時	
5	174	F S	平井	0.79 ha	0.79 ha	0.00 ha	0.79 ha	0.00 ha	×	0.7878 ha	2～3年後	
6	175	F T	平井	0.14 ha	0.14 ha	0.00 ha	0.14 ha	0.00 ha	×	0.1405 ha	すぐに買したい	
7	176	F U	平井	0.92 ha	0.47 ha	0.45 ha	0.47 ha	0.00 ha	×	0.4717 ha	すぐに買したい	
8	178	F W	平井	0.99 ha	0.99 ha	0.00 ha	0.99 ha	0.00 ha	×	0.9879 ha	すぐに買したい	
9	179	F X	平井	0.15 ha	0.15 ha	0.00 ha	0.15 ha	0.00 ha	×	0.154 ha	すぐに買したい	
10	180	F Y	平井	0.14 ha	0.14 ha	0.00 ha	0.14 ha	0.00 ha	×	0.1439 ha	すぐに買したい	
11	181	F Z	平井	0.62 ha	0.49 ha	0.12 ha	0.49 ha	0.00 ha	○	0.4919 ha	すぐに買したい	
12	206	G Z	平井	0.30 ha	0.30 ha	0.00 ha	0.30 ha	0.00 ha	○	0.2954 ha	随時	

7. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者も含めて）		
取組事項	対応	コメント
生產品目の明確化	○	<p>現在の地域の状況から、規模拡大よりは分散錯圃の解消を行うことが優先。分散錯圃の解消も栽培作物によっては簡単にはいかないが、徐々にでも交換し耕作地をまとめていきたい。</p> <p>また、新たに土地改良事業を実施したとしても、借り手がいるかどうかはわからない。現状でも基盤整備を行なった農地で貸し出し希望が出てきている状況。いま基盤整備されている部分は守っていきたいが、これ以上は難しいのでは無いかと感じている。</p> <p>野生鳥獣の被害がかなり発生している。土手の掘り返しや水稻の芽の食害、畑作物の被害など、生産に支障がでる状態。生活環境被害以外でも積極的に駆除を推進してもらいたい。農地を囲むこともできるが、他の農地に被害が移動するだけ。また、囲ってしまうとそれ以上の面積で行う意欲がなくなり、規模拡大につながらない。小動物・大動物問わず、積極的な駆除が必要。</p> <p>農地の不在地主化が進んでおり、所有者が大都市圏に在住している事例も増えてきている。農地や農業に関する状況を理解してもらえず、貸借の折り合いがつかないことも多くなってきている。そういったところから耕作放棄地の発生が懸念されており、所有者への農地管理の責任感をもう少し持ってもらうようにしてもらいたい。</p> <p>理想としては、地域の法人を設立し管理することだと思われる。</p>
複合化	○	
6次産業化		
新規就農の促進	○	
その他[]		

8. 今後の地域維持のあり方

農地の不在地主化が多く発生しており、放置される農地の問題が、今後、大きくなる懸念される。地元の農業の状況や所有農地の状況がわからないため、貸借の折り合いがつかない事例が増えている。貸借が成立しないものについては、借り手としては一向に構わないが、そこから耕作放棄地が増えるのではと懸念している。農地所有者にも管理の責任感をもらえるような対策を行うべき。

土地改良事業については、以前と異なり、実施すれば耕作者が現れるような状況には無い。また、一つの田が大きくなっており、意外と使いづらい。3反くらいで整形なものが使いやすい。群馬県の東部地域と違い藤岡市は傾斜が大きいので、そこも踏まえて計画をすることが重要。

野生鳥獣の被害防止のために、積極的な駆除が必要と感じている。田畑を囲い込むことはできるが、それをしてしまうとそれ以上拡大する意欲はなくなる。耕作放棄地の発生抑制や二次的被害の回避のため、積極的な駆除を行ってほしい。

※ 今後、農地を含め地域の維持をおこなうため、地域の話し合いにより判明した問題点・地域維持のあり方をまとめる。